

医療費の助成を行っています

■助成を受けるには…?

事前に保険医療課で「受給者証」の交付（即日交付、一部後日郵送）を受けてください。医療機関の窓口で「受給者証」と加入している医療保険の「資格確認書」や「マイナ保険証」などを提示することで窓口負担がなくなります。

●申請に必要なもの

制度により異なりますので、町ホームページで確認または問い合わせ先へ

■問い合わせ 保険医療課 内線158



■助成の種類・対象

助成の種類	対 象
子ども医療費助成制度	18歳まで(18歳に達する日の属する年度の3月31日まで)の子ども
障害者医療費助成制度	<ul style="list-style-type: none">・身体障害者手帳1～3級の方・身体障害者手帳4級で腎臓機能障がいの方・身体障害者手帳4～6級で進行性筋萎縮症の方・療育手帳A判定、B判定の方(IQ50以下)・自閉症候群と診断された方
母子家庭等医療費助成制度	<p>一定所得以下の方で、次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none">・ひとり親家庭などで、18歳以下の児童を扶養している母(父)およびその児童・父母のいない18歳以下の児童
後期高齢者福祉医療費給付制度	<p>後期高齢者医療制度に加入している方で①～⑦のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none">①障害者および母子家庭等医療費助成制度の資格要件に該当する方②精神障害者保健福祉手帳1、2級の方③「精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律」第29条の規定による措置入院患者の方④ひとり暮らしで住民税非課税世帯の方 ※同一敷地または隣地に親族がいる方、施設に入所している方は除く⑤要介護4、5の認定を受けた方で、生活介護を3か月以上継続で受けており、住民税非課税世帯の方⑥精神障害者保健福祉手帳3級の方で精神病床に入院する方 ※精神疾患での入院のみ使用可⑦自立支援医療受給者証(精神通院)が交付された方 ※精神疾患での通院のみ使用可
精神障害者医療費助成制度	<ul style="list-style-type: none">・精神障害者保健福祉手帳1、2級の方(全疾患による入院・通院使用可)・精神障害者保健福祉手帳3級の方(精神病床への入院のみ使用可)・自立支援医療受給者証(精神通院)が交付された方(精神疾患での通院のみ使用可)
自立支援医療費補助(更生医療)	障がい者でその障がいを除去・軽減するため、指定の医療機関で対象となる医療を受ける方で、身体障害者手帳を保持し、自立支援医療(更生医療)を必要とする方
自立支援医療費補助(育成医療)	18歳未満で身体に障がいがあり、治療により障がいの除去・軽減の見込みがある子ども
未熟児養育医療	申請時に入院中で、指定医療機関の医師が入院・養育を必要と認めた未熟児 ※「未熟児」とは身体の発達が未熟のまま出生した子どもであって、正常児が出生時に有する諸機能を有するまでの子ども